

紀元二千六百年と二校の奉安殿

大平 聡

はじめに

一九四〇年、昭和で数えれば一五年目のこの年、日本は国際的孤立を深める中、国を挙げてのお祭り騒ぎを繰り広げていた。「紀元は二千六百年」、この年のために作られた歌が至る所で歌われ、神国日本の特殊性、優秀性が讃美される。しかし一方、ベルリンに次いで開催され、国威発揚の場となるはずであった東京オリンピックは開催が返上され、泥沼と化した中国戦線の行方とともに、日本の将来に暗雲を厚く垂れ込めさせていた。

この年、宮城県内で二つの学校が「御真影」を納めるための奉安殿の建設を開始する。奇しくも完成時期も一九四二年（昭和一七）二月と一致している。この二校の奉安殿建設は全く別個に行われたものであるが、しかし、両校の建設計画から完成までの経緯を見ていくと、日中戦争からアジア・太平洋戦争への戦線拡大の転換点となったこの時期の、教育現場における変化を探る手がかりが得られるのではないかと考えられる。

二校とは、宮城学院の前身、宮城女学校と、気仙沼市立大島小学校の前身、大島村立大島尋常高等小学校である。

以下、両校の奉安殿建設の経緯を見ていくこととする。なお、以下、史料の引用に際しては、正字体は通用字体になおし、句読点を適宜補ったことをあらかじめお断りしておく。

一．宮城女学校の奉安殿建設

宮城女学校の奉安殿建設に関する確かな記録は、在校生、卒業生に配布された月刊の広報誌『橄欖』一一号（一九四二年三月一五日付）、一四号（同年六月一五日付）に見える。まず、一一号「学校日誌欄」の一月二二日の項に、「申請中なりし奉安殿建築の件、県知事より認可」通知が届いたことが記され、次に一四号「学校日誌」欄五月二〇日の項に、「奉安殿造営工事につき、石井組仙台代表河合氏と家庭会委員会合し、懇談せり」とある。この二つの記事によれば、建設の実際は一九四一年から始まったが、起点は一九四〇年であったと推測される。まずこの点から確認していこう。

（一）驚異的な修学旅行

『橄欖』は、毎年度末、生徒の文芸作品を掲載する学内誌として刊行されていた。それが一九四〇年度から、月刊の、見開きB4版4頁の体裁を原則とする学内広報誌として姿を改めることとなった。

創刊号（一九四〇年五月一五日付）は、第一面にカール・ダニエル・クリーテ校長の「創刊の辞」を掲げ、「時局の精神に相応じてこの新しき姿」に衣更えしたと述べる。この創刊号を見ていくと、興味ある記事を見出すことができるが、ここでは二つの記事を取り上げたい。まず最初に取り上げるのは、「高等女学部修学旅行日程」の見出しで

示された行程表である。左に示す。

- 五日 午前八、五〇 仙台駅発
- 六日 午前五、五四 上野着、鎌倉、江ノ島を経て午前九、四五 名古屋着
- 七日 午前一一、〇〇 名古屋発、午後一、一〇 山田着、伊勢神宮参拝、二見宿
- 八日 午前七、〇〇 山田発、檀原神宮参拝、法隆寺見学、午後三、二八 奈良着、宿泊
- 九日 午前一一、一五 奈良発、桃山御陵参拝、平等院見学、午後五、一〇 京都着、宿泊
- 十日 京都滞在
- 十一日 午前八時 京都発、同一〇時 神戸着、午後三時、平安丸にて横浜に向け出帆、平安丸二泊
- 十三日 午後二、〇〇 横浜着、東京宿
- 十四日 東京滞在
- 十五日 午前八、〇〇 上野発、同一〇、四七 日光着、中禅寺宿泊
- 十六日 午前一一、四二 日光発、午後七、一九 仙台着、帰校
- 五日出発の午前八時五〇分は、午後八時五〇分、六日午前九時四五分名古屋着は午後九時四五分着の誤りであろう。それにしても、現在では考えられない十一泊十二日の長期間、盛りだくさんの修学旅行である。参加したのは五年生、現在の学年で言えば高校二年生に当たる。『橄欖』三号（一九四〇年七月一五日付）に参加生徒の感想文が掲載されているが、それによれば、京都に滞在した九日はタクシーを借り切って見学するなど、相当贅沢な旅行であった様子がうかがわれる。学徒勤労動員を経験された卒業生（一九四五年三月卒業、五三回生）からの聞き取り調査で

は、入学後から修学旅行のための積み立てをしていたという。ただし、この長大な修学旅行は結果的に一九四〇年が最後となり、翌一九四一年には多賀城・塩竈神社に遠足に行くだけに終わっている。もはや修学旅行に行けるような状況ではなくなっていたのであろう。

もう一つの記事は、専攻部報告である。「学校日誌」欄によれば、専攻部の会議が七月一〇日に開催されており、そこで決定された事項が専攻部報告である。左に示す。

○専攻部では、今般次の諸事項を決定実施する事となった。

- イ. 芝生にて授業せぬこと。
- ロ. 自習時間に生徒は芝生にて勉強せぬこと。但し運動場の方は差支なし。
- ハ. 服装は新調を見合せること。女学校の制服、又はそれに準じたるものを着用し、色合や柄合も華美に亘らぬこと。夏服はワンピースにても可なるも、地味なるものに限る。
- ニ. 服装附属品、帽子、傘、鞆等も地味なるものに限る。
- ホ. 頭髮は昨年示達せるパーマネント禁止を励行すること。
- ヘ. 教室内に於ける態度を乱さぬこと。

全体にのんびりした、当時の宮城女学校の自由な雰囲気伝わってくる。日中全面戦争開始四年目を迎えた状況において、自主的な抑制措置のように思われるが、「ホ」に注目したい。この項目によれば、すでにこの件に関して前年、注意が行われていたことがうかがわれる。二度にわたって学校が自発的に生徒に対して注意を促していることは十分あり得ることではあるが、そうではなく、外部圧力を受けてのことと考えられる。前年に文部省による教育状況

視察が行われ、この年、その追加調査が行われていたからである。二度にわたる「パーマネット禁止」などの自粛措置は、この調査への宮城女学校の対応と考えられるのである。次に、この文部省の教育状況調査を見ることとする。

(二) 督学官の「総合視察」

一九三九（昭和十四）年一月、文部省は督学官による学事視察に、新たに総合視察を加えて実施することとした。国立公文書館に保管される「昭和十四年・学事視察」の表題の簿冊（以下「学事簿冊」と略称）に関連文書が綴られている。以下、この簿冊に基づき、述べることにする。

「文督一号」は小学校、中等学校などを管轄する「地方長官」即ち、府県知事に宛てて発せられた。全文を左に掲げる。

(案)

通牒案

年月日

次官

地方長官宛

文部省督学官学事視察ニ関スル件

現下我が国教育ノ現状ニ鑑ミ、諸般ノ事項ニ速対シ、刷新振興ヲ図ルハ喫緊ノ要務ト思料セララルムニ付テハ、学校教育ノ内容、諸施設、地方学校行政等ヲ周到ニ視察セシムルト共ニ、本省ノ教育方針ノ徹底具現ニ努メシメ、以テ中央ト地方行政機関並ニ諸学校等トノ連繫ヲ一層緊密ナラシムル為、今般、督学官ノ学事視察ヲ单独視察並ニ綜

合視察トシ、単独視察ニ在リテハ従来ノ通、綜合視察ニ在リテハ別紙十二視察区ヲ設ケ、毎年各区毎ニ一回以上、文部省督学官数名、文部省社会教育官、文部省図書監修官、文部省体育官、教学局教学官等ヲ以テ一班ヲ組織シ、綜合的の見地ヨリ視察ヲナサシメ、ソノ際、日ヲ定メテ会同ヲ催シ、貴官、学務部長等並ニ関係職員、学校長等ト視察ノ結果ニツキ、懇談、意見ノ交換並ニ協議等ヲナシ、尚、同一視察区内他府県視学官、視学等ノ関係職員ヲモ招致シテ聯合協議会ヲ開キ、以テ教育ノ改善刷新ニ資シ度ニ付テハ、叙上ノ趣旨ヲ了知セラレ、右視察ニ当リテハ、其ノ目的達成方ニ関シ、遺憾ナキヤウ御配意方相煩シ度

この「通牒」は一月二十八日に起案され、三〇日に裁決定、翌日付で「視察区表」添付の上、発送された。「視察区表」によれば、東北区（東北六県）は第三区に編成されている。「通牒案」に付された備考によれば、督学官の「単独視察」は従来通りであり、「綜合視察」が視察区ごとに新たに行われることになった。

「通牒」が発送された同日付で「学事視察内規」が定められている。制定趣旨を説明する「伺」では、「地方庁並ニ教育関係職員等ト会同協議シ、中央ト地方行政機関トノ連繫ヲ緊密ナラシメ」ることが目標として記されている。

内容を見ていくと、特にこの視察の新機軸となる「綜合視察」について記したものが多く、幾つかを挙げると左の通りである。

- 一、綜合視察ハ数名ノ督学官協同シテ視察シ、
 - (一) 個々ノ学校ニツキ直接指導スルト共ニ
 - (二) 視察セルトコロニ基キテ地方庁ト協議シテ、本省ノ方針ヲ其ノ教育行政ニ反映セシメ、中央ト地方行政機関トノ連繫ヲ緊密ナラシムルコトニ重キヲ置クモノトス

そして、具体的方法として、

一、綜合視察ニ当リテハ全員一体ヲナシテ視察セル後、長官、学務部長以下、關係職員及学校首脳部等ト会同シテ視察ノ結果ニツキ懇談シ、意見ノ交換ヲナシ、適宜ニ指示ヲ行ヒ、以テ本省ノ方針ノ徹底ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

右会同ニハ支障ナキ限り、同一視察区内府県ノ教育関係者ヲモ列席セシム、但シ事情ニヨリテハ別ニ会同ヲ催シ、研究、協議ヲ行フモノトス

と規定される。

では、こうして体制を新たに整えて行なわれることとなった綜合視察では、特にどのような点が視察対象とされようとしたのであろうか。「文督一四号 学事視察内規中改正並綜合学事視察細目ニ関スル件」は、一九三九年六月三日に起案され、六月一七日に裁決定されたが、これは督学官派遣の直前であり、綜合視察はこの「細目」によって行なわれたものと考えられる。

「細目」は六項目からなる。

- 一、視察綱領
- 二、班ノ組織
- 三、企画及事務
- 四、視察ノ方法
- 五、視察上特ニ注意スベキ事項

六・視察後ノ処置

「一・視察綱領」は、前引内規の一項目め（二）とほぼ同様の内容を記している。「二・班ノ組織」では四項目が挙げられるが、第一項に「視察内規ニ示セルモノノ外、書記官、事務官、視学委員タル陸海軍ノ武官等」が加わると規定している点が注目される。「三・企画及事務」は督学官室主事がこれを「掌理」することを定めただけで、「六・視察後ノ処置」では「イ・綜合視察ノ結果ニ基キ、当該道府県ニ対シ、必要ナル指示ヲナスモノトス」と事後処理を定めている。「学事簿冊」には四件八県宛の通牒（埼玉・岐阜・島根・福島県宛、広島県宛、宮城県宛、東京府・千葉県宛）が綴じられており、事後処理の具体的姿を知ることができる。

「細目」で最も注目されるのが「四・視察ノ方法」「五・視察上特ニ注意スベキ事項」である。まず「四・視察ノ方法」であるが、視察日程作成について、次の四点が示されている。

（一）視察第一日、先ツソノ道府県庁所在地ノ神社ニ参拝シ、後、地方長官ヲ訪ヒ、ソノ教育方針ヲ聴取スルコト。

（二）視察ハソノ道府県内ニ在ル官公私立ノ各種類ノ学校及教育施設ニ亘ルコト。但、小学校ハ二校以上視察スルコト。

（三）一日一校ノ視察ヲ原則トスルコト。

（四）最終日ヲ道府県当局トノ懇談並ニ聯合協議会ニ充ツルコト。

ただし、この四点は「左記事項ヲ考慮スルコト」とされ、必ずしもこの通りに行なわれたとは限らないかもしれない。視察対象となる学校は、「学校調査書（出来ルタケ簡ニシテ要ヲ書セル）」の提出が義務づけられた。

視察すべき要点を示したのが「五、視察上特ニ注意スベキ事項」で、イ、ヨの一五点が挙げられている。左記の通りである。

- イ. 国体觀念ノ徹底ニツキ如何ナル努力ヲ払ヒツムアルカ
- ロ. 当該道府県当局ノ教育ニ関スル方針及ビ抱負
- ハ. 当該道府県教育界ニ於ケル人々ノ意気込等
- ニ. 当該道府県ノ教育施設及教育者ガ、地方民心ノ作興及地方産業ノ開發ニ対シ、力強キ原動力タリヤ否ヤ
- ホ. 時局下国策ニ対スル協力、特ニ物資ノ節約、貯蓄ノ励行、銃後々援ノ徹底等
- ヘ. 長期戦下ニ於ケル教育上ノ措置
- ト. 興亜工作ニ対処スベキ方策並ニ施設
- チ. 体位ノ向上ニ関スル施設ト之レガ活用ノ状況
- リ. 学校教練ノ実績
- ス. 地方財政ト教育費トノ関係
- ル. 学校ノ経理状況
- ヲ. 通牒、指示事項並ビニ各種ノ学校長会議ニ於テ決議セル事項等ノ実施状況
- ワ. 道府県当局ト直轄学校トノ連繫
- カ. 学事関係ノ人事
- ヨ. 優良校長、教員等ノ人物ト業績

こうして督学官を中心とする総合視察の準備が整えられた。次にその実施と、先に示した宮城女学校専攻部報告との関係を見ることとしたい。

(三) 宮城県への視察と宮城女学校

宮城県に対して実施された総合視察の状況は、学校法人宮城学院編『天にみ栄え—宮城学院の百年—』（一九八七年、学校法人宮城学院）に引用された、校長C・D・クリーテの書簡（五五八頁）によく伝えられている。

一九三九年六月十八日、文部省の視察官が仙台に來た。全国を十二地区に分け、定例の視察を行なう他に、年に一回各地区をまわる視察団をつくった。仙台では今回が初めてである。県下の女学校の全校長が県立第一女学校に集められたところへ、八人の政府側の視察官と三、四人の県側の教育関係者が來た。その中の一人は軍人で、最近まで地方連隊にいた人である。開会の挨拶の中で、学校の教育に国民精神の動員が欠けていると指摘した。また五月二十二日に天皇が中学生の軍事教練を親閲し、その際勅語を賜わった事実と言及した。また、荒木文相の、教育についての十四ヶ條を詳しくのべ、教育に政府が重点をおいていることを強調した。そしてわが校には二日後に視察団が來ることを予告した。

三人の視察官が來校した時、（中略）一行の一人は教室のパーマネントウェーブをかけている一人の生徒に、多くの生徒がかけているかとか、自分でやるのか、美容院でやるのかとか質問した。

先に見た「専攻部報告」中の「昨年示達せるパーマネント禁止」が、この視察を受けてなされたものであったことが確認される。教育内容については、「国民精神」に関する教育が弱いという批評を受け、国の祝日には讚美歌、聖

書朗読、祈祷という形態をやめ、国歌と教育勅語、適切な講話で行なう方がよいと忠告を受けたという。そして、「御真影」を県に請求したかが問われた。クリーテ校長が、「していないと答えて、問題はそのままになっているが、この問題は又再提起されるだろう」と述べている点に留意しておきたい。視察団には「細目」の規定通り、「軍人」が加わっていた。恐らく、陸軍の所屬であったろう。

『天にみ栄え』は、翌一九四〇年六月、県の教育長による追加調査が行われ、朝の礼拝に宮城遙拝と国歌斉唱が行なわれているかという質問があり、国の祝日にはしているが、毎朝はしていないとクリーテ校長が答えたと記している。

ここで、一九四〇年七月一〇日に宮城女学校専攻部で開催された会議が、六月に行われた県の追加調査への対応であったことが明らかとなった。この会議で決定されたのが先に見た、「専攻部報告」であった。女学部五年生の長大な修学旅行の日程記事と合わせて見ると、前述したように、学校側の緊張感というよりはむしろ、宮城女学校の自由な雰囲気さえ伝わってくる。しかし、やはりクリーテ校長が前年の総合視察の際に予感した通り、県の指示はその程度に終わるものではなかった。

実は、前年一〇月二四日、文部省より宮城県に「総合学事視察結果ニ基ク指示事項等通牒」（前掲、四件八県宛通牒の一）が発せられていた。一九四〇年六月の宮城県による追加調査は、この「通牒」を受けて行なわれたものだったのである。では、文部省は総合視察の結果報告を受け、宮城県に対してどのような指示を送っていたのであろうか。

「通牒」は、「時局下教育に於ける教員の待遇を重視し、全国に先んじて教員保養所を設け、小学校教員待遇の向上を図らるゝ等、各般に亘り精勵せられおるは誠に慶賀に堪へざる処に有之候」と述べた上で、「然るところ左の諸点

については一層の御留意相成度」と六項目の改善点を掲げている。以下、これを記す。

一、青少年学徒に賜りたる 勅語について、学生・生徒の中、充分これを了得し居らざるものありしをもって、各学校を通し、御聖旨を充分徹底せしめられたく。尚、県教育是、学校の校訓等についても之を知らざりしもの相当あり、之等についてもこれを充分了得せしむると共に、単にこれを標語たるに止めず、日常の実践に移さしむる様指導相成度

二、貴県に於ては他県に比し、私立学校の数多く、これが助成監督には一段の御努力願ひ度

特に私立学校の財政的基礎確立するの要あるをもつて、常時これが検討をなす専任の機関を設けてその万全を期せられたく

又ミッシヨンスクールに於ては、或は皇国民鍊成の趣旨に添はざる教育行はれ勝につき、この点特に御留意相成度

三、学校の設備貧弱なるもの相当あり。現時局下に於いては已むを得ざるものと認むるも、輒近特に発達の著しき理科方面の施設の如きは、是非その設備を充実せしめられ度

尚亦、体操科に必要な設備をも充実せしめる様に致し度

四、貴県に於ける青年学校の生徒の就学率、出席率は全国中一流に位するも、概して専任教員少なきをもつて其の充実に留意せられ、一層斯教育の発達を期せられ度

五、実業学校に於ける教員数は一般的に不足せるをもつて、これを増加せしめられたく。特に農学校に於いてはその必要痛感せらるゝを見る。亦農学校教員待遇に差別あるは教育上宜しからざるをもつて、成べく一様に

せしめられ度

六、 教練については左の諸点につき注意相成度

(1) 精神的要素の涵養不十分なり

(2) 基礎的事項の確実なる実行不十分なり

(3) 鍛錬不十分なり

(4) 教練精神が日常諸動作に具現するものとしての躰不十分なり

第二項が注目されるが、その前に第一項について述べておく。「青少年生徒に賜りたる勅語」は一九三九年五月二日に学生・生徒に向けて公布された「勅語」で、視察の行われた時点では公布後まだ日数が浅く、学生・生徒の間に熟知されていなかったのはやむを得ないものであったろう。しかし、ここに見られるように、この「勅語」が第一項目に挙げられているのは、一九四〇年に「渙発五〇周年」を迎える「教育勅語」に、新たに加えられた「勅語」と位置付けられていたことを示すものであろう。先に引用したクリーテ書簡でも、督学官視察に先立って県立第一高等女学校で行われた全女学校校長に対する説明会において、この「勅語」に言及があったと述べられていた。

宮城女学校では、B4版サイズの「勅語」が配布されたようである。二〇〇一年一〇月、宮城学院女子大学学祭期間に学内で「戦時下の宮城学院」を開催した折（主催宮城学院資料室）、来学された卒業生の方から宮城学院資料室に、当時学校から配布されたという「勅語」の寄贈を受けた。ただし、宮城女学校を始め、県内の学徒勤労動員を体験された高等女学校、中学校卒業生から行ってきた聞き取り調査では、ほとんどの方がこの「勅語」については記憶がないと答えており、「教育勅語」に比して、あまり積極的な普及がなされなかったように思われる。

さて、本稿の立場から宮城県への「通牒」で最も関心のもたれるのが第二項である。第二項は、前段で私立学校の一般的問題点として財政的基礎が取り上げられているが、後段においてミッションスクールの教育実態に対する懸念が表明されている。これは、「細目」の「五、視察上ノ特ニ注意スベキ事項」で第一に挙げられた、「国体觀念ノ徹底」に関する問題として指摘されたと考えられる。これに宮城県はどう答えたか。

県の追加調査があった翌七月二六日、宮城女学校校長C・D・クリーテは、出村悌三郎東北学院院长、高橋重人尚綱女学校長とともに宮城県より呼び出され、教育内容への干渉を受けることとなった。これが「通牒」への宮城県の対応であった。県として対応したことを文部省に報告した文書が、国立公文書館に保存される、「学校管理及監督総規」という名称を付された綴りの中に残されており、この文書から県の行った対応を知ることができる。左に全文を示す。

学秘第二二一一号

昭和十五年八月二日

宮城県知事（角印「宮城県知事印」）

文部省普通学務局長殿

管下所謂「ミッションスクール」監督ニ関スル件

昨年六月、貴省ニ於テ本県下教育状況綜合視察ノ際ノ御指示モ有之、所謂「ミッションスクール」ノ教育刷新ニ関シテハ、鋭意検討研究致居候処、過般各関係学校長ヲ召集シ、左記事項懇談的ニ指示致シ、何レモ了承、直チニ実行ニ移スコトニ決定相成、一般社会並父兄側ノ意嚮モ最モ時宜ニ即シ、適當ナル方針並措置トシテ賛意ヲ表シ居ル模様ニ有之、此段御参考迄及報告候

一. 一般方針

教育目的ノ中心点ヲ「皇国民ノ鍊成」ニ置クベキヲ強調ス、而シテ宗教ノ為ノ教育ニアラズシテ、皇国民ノ教育ノ為ノ宗教的手段タルヲ明カニスルコト

二. 具体的方法

1 礼拝ニツイテ

礼拝ヲ行ヒ、讚美歌等ヲ歌フ場合ハ必ズ宮城遥拝、君ケ代奉唱等ヲ先ニ実施シ、国民精神ノ涵養ニ資セシムルコト

2 聖書教育ニツイテ

(イ) 修身科ニ於テハ専ラ国民道德ノ要旨ヲ教ヘ、聖書ハ別ニ時間ヲ設ケテ教授スルコト

(ロ) 聖書教授ハ必ズ課外ニ於テナスコト

3 奉安殿ニツイテ

必ズ近キ将来ニ於テ御真影ヲ拝戴シ、且成ル可ク早く奉安殿ヲ設ケ、学校教育ノ中心タラシムルコト

4 諸行事ニツイテ

正課ニ於テモ課外ニ於テモ、教育ノ諸行事並諸施設ハ凡テ皇国ノ道ニ歸一スルノ精神ヲ以テ取り扱フコトニ努ムルコト

5 東北学院ニ於テ其ノ財団法人東北学院寄附行為ノ條章中、第二章(目的及事業)第三條ノ二「本財団ノ目的

ハ、一、基督教主義ニ從ヒ完全ナル普通教育ヲ施スニアリ、二、聖書ニ含メル基督教ニ基キ徳育ヲ施スニアリ、三、将来基督教教師タラントスル者或ハ其他ノ職業ニ従事セントスル者ニ充分ナル高等教育ヲ施スニアリ、第四條ノ二「東北学院及東北学院中学部ハ、教育ニ関スル 勅語ノ聖旨ヲ奉体シテ教育ヲ施スモノトス」トアリ、我カ国教育ノ根本カ教育勅語ノ聖旨奉戴ニ基ク觀念ヲ輕視スルノ觀アルヲ以テ、第二章第三條ノ第一号ニ現行第四條ノ二ノ規定ノ趣旨ヲ掲ケ、第四條ノ二ハ削除スルコト

三、関係学校長会議

七月二十六日 於県庁学務部長室

出席者

出村東北学院長、クリーテ宮城女学校長

高橋尚綱女学校長、

外ニ仙台高等女学校長ヲモ便宜参会セシメタリ

「関係学校長会議」に召集された三校はいずれもプロテスタント系の、キリスト教伝道を目的として設立されたいわゆる「ミッションスクール」であり、中等学校令の外の、各種学校として存在していた。これに対し、カトリック系の仙台高等女学校（現、仙台白百合中学・高等学校）は聖書教育をカリキュラムに入れない、中等学校令に基づく学校であったため、「便宜参会」せしめられるという措置がとられたのである。

「一般方針」に見られるように、「監督」の基本的立場は、教育の目的を「皇国民ノ鍊成」に置くことを確認し、宗教教育はそのための宗教的手段としてなされることを承諾させることにあつた。文部省の指示そのままに対応するこ

とで、その責めを果たそうとした姿勢がうかがえる。「懇談的ニ指示致シ」とあるが、「具体的方法」の第5項で東北学院の寄附行為条文の改定を具体的に示しているように、高圧的、強制的に行われたことは言うまでもなからう。生徒の華美な服装・髪型の自粛などで対応できるような視察ではなかったのである。

では、当初から、一九三九年の学事視察の主要な目的の一つが、「ミッシヨンスクール」の実情調査とそれへの対応にあったと考えてよいのであろうか。「学事簿冊」に綴じられた残り三件七県宛の「通牒」で、ミッシヨンスクールへの対応が求められているのは、他に広島県宛の一件のみである。実数としては多かったはずの東京府宛通牒には見えない。東京府宛通牒では、東京府の中等学校が私立学校の割合が大きく、公立の中等学校を増加させるべきことが課題として挙げられるが、ミッシヨンスクールに関する言及はない。なぜ宮城県と広島県にミッシヨンスクールへの対応が求められたのであろうか。以下の二点が考慮されるべきであらう。

東京府には、数の上では、両県以上のミッシヨンスクールが存在していたはずである。それなのに、特にミッシヨンスクールへの対応が求められていないのは、それ以上に公立中学を大幅に上回る私立中等学校が存在し、その中に含まれて際立つ存在とは認識されなかったからではないだろうか。それに対し、宮城県と広島県では、私立学校の中でミッシヨンスクールの位置がそれぞれ際立つものとして認識されていた可能性が高い。宮城県の場合、東北学院、宮城女学校、尚絅女学校ともに明治期の創立で、中等教育の開拓者の位置にあった。恐らく、広島県でも似たような状況にあったのではないだろうか。一九四〇年は、「教育勅語渙発五〇周年」の年でもあったが、この年を記念して行われた教育功労者表彰には、三〇年にわたって宮城女学校の教育の柱を支えて来たハンセン、リンゼイの両宜教師教員も、文部省と宮城県教育会から表彰された。文部省からミッシヨンスクールへの対応を迫られた宮城県は、

そのような宮城県、仙台市の教育実態を踏まえ、対応の道を探っていたのであろう。前文の「所謂「ミッションスクール」ノ教育刷新ニ関シテハ、鋭意検討研究致居候処」というくだりは、単なるお役所文書の常套的修辭ではなく、実際にいかなる対応をなすべきかを検討した結果と見たい。これが第一点。

第二点は、宮城県と言っても、対象は仙台市の三校（オプザーバーの仙台高等女学校も加えれば四校）であり、恐らく広島県も、広島市内が対象ではなかったかと思われる点である。とすると、この二市には共通する点がある。それは、両市とも、軍都であったという点である。そして、総合視察の班構成員に陸海軍の武官を含むとする、先に見た「細則」を想起すれば、軍都の中等教育にミッションスクールが大きな比重を占めていること自体に、「国体觀念ノ徹底」を視察する焦点が絞られたのは当然と言うべきではないだろうか。

恐らくこの二点から、宮城・広島両県宛通牒に、取り立ててミッションスクールへの対処が盛り込まれることとなったのであろう。その内容においても、親近性がある。広島県宛通牒（一九三九年八月二五日起案、九月四日裁決定、同日発送）の、宮城県宛通牒と類似する点を示しておこう。

一、視察せる学校中、県立にして

御真影の奉戴なき学校あり（例へば県立本郷農学校）。その他視察せざる学校についても学校調査書によれば奉戴なき学校相当あり。御真影が学校教育に深き意義を有することに鑑み、至急奉戴方手配せられ度。

三、貴県に於ける視学機関は中等教育に対して特に不十分なり。殊に貴県に於ては他県に比して私立中等学校の数著しく多く、その中には所謂ミッション・スクールもあり、半島人の多数在学するものもあるを以て、私立学校の視察指導をなす専任の機関は是非必要なりと信ず。特に私立学校の財政の基礎を確立するの要ある

をもつて、常時之が検討をなす専任の機関を加へてその万全を期せられ度。

五、財団法人広島女学院経営の附属小学校に於ては、キリスト教による礼拝の儀式を行なひ居るも、我国小学校としては不適當なれば廃止せしめられ度。

結局、この綜合視察では、「細目」の「五、視察上特ニ注意スベキ事項」に謳われる「長期戦下ニ於ケル教育上ノ措置」を支えるための「国体觀念ノ徹底」が最重要点検項目であり、宮城県宛通牒に見える通り、「皇国民鍊成」を徹底して行なうことに教育の要があると、教育関係者に徹底させることを目的としていたと言えよう。ここで、一九三九年五月二二日、皇居二重橋前広場に全国から学生一万人以上を集め、「青少年学徒ニ賜ヘリタル勅語」の下賜式が行われたことを想起しなければならない。「国本ニ培ヒ、国力ヲ養ヒ、以テ国家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル、任タル極メテ重ク、道タル甚ダ遠ク、「其ノ任、実ニ繋リテ汝等青少年学徒ノ双肩ニ在リ」と、「青少年学徒」に、「文ヲ修メ、武ヲ練」る目的が国家繁栄を実現するためであると述べるこの勅語は、教育勅語の現代的必然性を再確認させようとするものであった。出口の見えない日中戦争の、これからの「担い手」となる学生・生徒に、「皇国民」の意識を教育の場で植え込むことが教育の絶対的目的だと、政府、文部省は周知徹底を図つたのである。

さて、県から示された「具体的方法」のうち、東北学院を名指して行われた第5項以外のすべてに宮城女学校も対応を迫られたのであるが、特に第3項は、名指しこそなされなかったものの、実質的には宮城女学校に対してなされた「指示」であつたと考えられる。東北学院では一九三五年に御真影を「奉戴」し、はじめ高等部院長室の奉安庫に納め、一九三八年、中学部校舎に奉安室を設けて移した。そして、後、中学部玄関前の校庭に奉安殿を新築し、「明治節」に当たる一九四一年一月三日、落成式を挙行している（花輪庄三郎編『東北学院創立七十年史』一九五九年、

東北学院同窓会)。また、尚綱女学校では、一九四〇年に「紀元二千六百年記念事業として、校舎内には天皇・皇后の写真をまつる奉安庫が設置され」、「校門の出入りには奉安庫の方角に敬礼することが、生徒・教職員の義務」とされたということであり(尚綱女学院一〇〇年史編纂委員会編『尚綱女学院一〇〇年史』二〇〇二年、学校法人尚綱女学院)、県の追加調査が行われた時点で、「御真影」を「奉戴」せず、従って「奉安殿(庫)」もなかったのは、呼び出しを受けた当事者三校の中では、宮城女学校のみであったということになる。

ここに、宮城女学校の奉安殿建設が始まることとなる。次に、宮城女学校の奉安殿建設について見ることにする。

(四) 宮城女学校の奉安殿建設

前節に述べたように、宮城女学校に奉安殿建設の「指示」がなされたのは一九四〇年のことであったが、実際に建設が具体化したのは一九四一年になってからであった。本章冒頭に記したように、一月二日に「申請中なりし奉安殿建築の件、県知事より認可」通知が届き(『橄欖』一一号、一九四一年三月一五日付)、五月二〇日、仕事を担当する石井組の仙台代表河合氏と家庭会の委員が会合・懇談して(『橄欖』一四号、同年六月一五日付)、契約が結ばれたものと思われる。宮城県から「懇談的ニ指示」されて以来、十か月たってようやく、建設に向けて動き出したのである。

さらに、工事が完了したのは一九四二年二月のことであった。『橄欖』一九号(一九四二年四月一五日付)「学校日誌欄」二月一六日の項に「御造営中なりし奉安殿竣工式挙行」と記されている。恐らく、二月一日の「紀元節」を意識しての日程設定であったと推測されるが、「紀元節」当日が選ばれなかったのはミッションスクールとしてのせ

めてもの「抵抗」の意志表示であったのであろうか。『橄欖』一九号には「御真影奉安殿建設会計報告」も掲載されている。左に示す。

一、収入之部

家庭会寄附金 三、三〇〇・二五

同窓会寄附金 一、〇〇〇・〇〇

銀行利子 七一・五三

借入金 一、三八九・九七

合計 金 五、七六一・七五

一、支出の部

地鎮祭費用 一五・〇〇

石井組文^支払玉垣 一、六〇〇・〇〇

同 奉安殿 三、八六一・五〇

設計及監督料 一五〇・〇〇

樹木移転費 八五・二五

工事人謝礼 五〇・〇〇

合計 金 五、七六一・七五

以上

収入の部に注目したい。建設費用の主体は、家庭会寄附金と同窓会寄附金であったことが分かる。それでも資金が不足し、その分は「借入金」によって補われた。家庭会は、生徒の保護者によって組織された、いわゆる「父兄会」に相当するものであった。つまり、学校予算からは奉安殿の建設費用は支出されなかったと判断されるのである。借入金の返済も、恐らく家庭会または同窓会からの寄附に委ねられることになったものと思われる。後述するように、宮城女学校は、と言うより、ミッションスクールのほとんどが、一九四〇年九月以降、学校運営資金の多くを依拠していた外国教会から、一切の資金援助を受けないことを決し、すべての学校運営費を自ら確保しなければならなくなっていた。かかる経済的困難状況の中で、奉安殿造営費を学校予算から捻出することができず、家庭会に寄附金募集を委ね、建設費用の確保に一定の目的が経った時、初めて建設の具体化を工事業者と図ることになったというのが、先に見た、「指示」を受けてからの十か月、認可が下りてからの四か月の時間だったということになるのではないだろうか。

宮城女学校の奉安殿建設にかかる史料は、今のところ右に見たものがすべてである。設計図あるいは設計仕様書のようなものは未見であるが、わずかに残された写真から見ると、全体が石造のかなりしっかりした建物だったようである。施工業者との懇談から竣工式まで、九か月弱の日数がかかったのは工事期間として妥当か、それとも長いと言ふべきかはここでは判断できない。また支出の部を見ると「地鎮祭費用」が計上されており、キリスト教式で行われたのか、それとも神式で行われたのか関心のもたれるところであるが、これも現段階では不明とせざるを得ない。ただ、現人神とされる天皇及び皇后の「御真影」を納める建物のための「地鎮祭」であったことを考えると、神式で行われた可能性が高いのではないかと憶測されるが、断言することはできない。なお、付言すれば、仙台駅前にあった

旧校舎から桜ヶ丘キャンパスに移転する際、解体された旧校舎のすべての建物から、定礎石に封入された定礎格納箱が回収されているが、その中に、奉安殿用のものと思われるものは見られない。

宮城女学校の奉安殿建設の経緯は以上の通りである。その発端が一九三九年の文部省の学事視察と、その結果を受けてなされた宮城県のミッションスクール対策に求められることを明らかにしたのであるが、このような宮城県の処置は、決して宮城県だけの特殊な対応ではなかったと考えられる。先に広島県の事例を挙げたが、日本の各地で、ミッションスクールに対する「監視体制」が強化されていったのであろう。それは、宮城県で「関係学校長会議」が開かれた約一か月後の九月六日、青山学院で開催された基督教教育同盟会総会に合わせて開催された、加盟学校長会で採択された「申合」から推測されることである。綜合視察計画の当初から、ミッションスクールの統制が目的に挙げられていたかどうかは別途検討しなければならないが、この学事視察を契機に、ミッションスクールへの教育干渉が全国的に強化されたことは十分推測されることである。基督教教育同盟会はミッションスクールの存続をかけ、自主規制を公言して自己防衛しようとしたのであろう。「申合」の具体的内容は、『基督教教育同盟会第二十九回総会記録』（一九四一年）に収録されている。左に示す。

記

申合

一、我国基督教主義学校は従来の方針に基き、殊に内外の情勢に鑑み、加盟学校にして今日尚左記の事項を完了し居らざる向に対して、此際速かに是が断行を要望するものなり

記

一・ 学校長、学部長、科長等は日本人たる事

一・ 学校経営主体は財団法人たること

一・ 財団法人理事長は日本人たる事

一・ 財団法人理事の過半数は日本人たる事

一・ 未だ財団法人たらざる学校の設立者は日本人たる事

一・ 各学校は外国教会より経済の独立を期する事

二、 基督教主義学校は明治初期以来、率先して我国の文化進展、特に精神的方面に貢献する処大なるものありしが、現時我国の総力を挙げて邁進しつゝある、新体制に即応し、青少年学徒の教育、特に彼等の精神教育に努力し、以て国家の興隆に寄与すべき適當なる積極的方策を講ずる事

三、 基督教主義学校の興亜教育に関し、適當なる具体的方策を樹立する事

右申合は本会理事より提案せられ、本校長会に於て之を採決す

昭和十五年九月六日

基督教教育同盟会加盟学校校長会

宮城女学校もこの「申合」に従い、クリーテ校長の辞任、財団法人化のための寄附行為変更などを進めていくが、大きな影響を与えたのは最後の項目に見える、外国教会からの経済的独立、即ち、外国教会からの資金援助の断絶であった。運営資金の多くを外国教会からの資金援助に依存していた多くのミッションスクールは、これにより財政的危機を迎えることとなった。宮城女学校は、一九四〇年四月入学生募集では八〇名としていた女学部の定員を、翌年にはほぼ倍の一五〇名、さらにその翌年には五〇名をふやした二〇〇名とし、生徒数の増加による校納金増収で対

応しようとしたのであった。

一九四〇年という年は、宮城女学校を始め、キリスト教の伝道を目的に設置された、いわゆるミッションスクールにとつて大きな曲がり角の年であったと言ふことができよう。そのきっかけとなったのが、一九三九年に実施された文部省の督学官を中心とする綜合視察であつたと推測される。宮城女学校における奉安殿の建設は、その象徴として位置づけることができよう。

二、大島小学校の奉安殿建設

宮城県大島村立大島尋常高等小学校（一九四一年四月より大島国民学校、以下、「大島小学校」で統一）で奉安殿建設が実施されたのも一九四〇年のことであつた。大島小学校の奉安殿建設については、「奉安殿造営ニ関スル書類」の表題を付された文書綴りが残されている。この資料により、大島小学校における奉安殿建設の経緯を具体的に知ることができるばかりでなく、この綴りに挟み込まれた「奉安殿撤去費収支決算書」の表題を有する紐綴りの文書綴りから、撤去に至るまでの実態をも知ることができる。これらの資料をもとに、大島小学校における奉安殿建設について、以下述べることとする。

（一）「奉安殿造営ニ関スル書類」綴りの構成

本節では、以下の考察のもととなる「奉安殿造営ニ関スル書類」綴りについて述べる。

この綴りは、右記の表題を記した厚紙の表紙を有し、この表紙をめくると「紀元二千六百年記念奉安殿建設 収

支簿」と記した内表紙があり、以下、奉安殿建設関連文書が綴じ込まれている。この綴りは、造営事業最終段階で作成されたと考えられる。最下層に綴じ込まれた領収書綴りが、昭和一五年九月から昭和一七年七月までの領収書を、時間経過に従って上に積み重ねられるように綴じられているからである。作成文書を時間経過とともに綴じ上げていったのではなく、奉安殿完成後、関連文書を内容的に分類・整理し、時間経過に従って、上に新しいものが来るように配して綴じられたものと思われる。

以下、この綴りの構成を示す。文書のまとまりごとに大分類し、最下層からA、B、と名付け、各分類内部については上から順に番号を付して示す。なお、文書名の後ろにつけた記号は、同内容の文書であることを示す。

A (領収書綴り)

- ① 完成後の支出 (屏金具修理 | 昭和一七年七月、植栽 | 昭和一七年四月)
- ② 落成式関連 (昭和一七年二月)
- ③ 屋根葺上げ (昭和一六年八月)
- ④ 上棟式関連 (昭和一六年五月)
- ⑤ 着工式関連 (昭和一五年一月)
- ⑥ 地鎮祭関連 (昭和一五年九月)

B (建設のための寄附申請・認可)

- ① 寄附申請許可書 (昭和一五年四月二日付)

②寄附申請書（昭和一五年三月一三日付）

付属文書

イ 造宮趣意書●

ロ 造宮設計概要★

ハ 寄附芳名録（書式雛形）■

C（大島村民への寄附願い）

①母の会会員宛寄附依頼状（昭和一五年三月二三日付）

②村民宛寄附依頼状（昭和一五年三月二三日付）

付属文書

イ 造宮趣意書●

ロ 造宮設計概要★

関連文書

イ 寄附芳名録（書式雛形）■

ロ 各区寄附割当表

ハ 昭和一四年末各部落内戸口数

③資金募集世話人会開催案内（昭和一五年三月一九日付）

D（奉安殿建設申請・認可）

①建設申請認可書（昭和一五年五月六日付）

②建設申請書（昭和一五年四月二五日付）

付属文書

イ 村会議決書（表題のみ）

ロ 校地・校舎平面図（表題のみ）

ハ 造営工事設計書★

ニ 造営工事明細書

ホ 竣工予定期日・収支予算書

ヘ 寄附採納願い（昭和一五年四月一二日付）

E（落成式及び決算その他協議会開催案内状）

①協議会案内状（昭和一七年二月一日付）

関連文書

イ 落成式役割分担

ロ 案内状種別發送先一覧

ハ 村内發送先一覧

②落成式案内状下書

イ 旧教員宛

ロ 旧教員宛決定稿（昭和一七年二月七日付）

ハ 寄附金募集世話人宛（昭和一七年二月九日付）

ニ 村外来賓宛（昭和一七年二月八日付）

ホ 工事関係者宛（昭和一七年二月九日付）

③協議会案内状下書（昭和一七年二月一日付）
付属文書（協議会用資料）

イ 経緯説明書

ロ 収入総額・明細

ハ 支出総額・明細及び残金処理方法

ニ 来賓及び職人接待用献立

ホ 奉安殿建設日誌

F（上棟式案内状）

案内状（昭和一六年五月二十日付）

関連文書

案内状発送名簿（出欠確認入り）

G（寄附募集最終段階願い）

寄附募集世話人宛依頼状（昭和一五年一二月一〇日付）

H (地鎮祭案内状)

案内状 (昭和一五年九月七日付)

関連文書

案内状發送名簿

I (記念品發送)

世話人宛發送状 (昭和一八年三月二二日付)

関連文書

地区別感謝状・記念品發送数控

J (内表紙)

「奉安殿建設収支簿」の内表紙 (第一紙)

収支総額・残高計算書 (第二紙)

なお、この綴りに挟み込まれている、奉安殿撤去費用に関する紐綴じされた資料は、冒頭に収支計算書が置かれ、六通の領収書から成っている。

以下、「奉安殿造営ニ関スル書類」綴り (以下、「綴り」と略称) をもとに、大島小学校における奉安殿造営経過を見ていくこととした。史料引用に際しては、右の分類記号をもって示すこととする。

(二) 奉安殿の造営経過

(i) 造営計画の発端

大島小学校の奉安殿造営は、「綴り」内表紙に記されるように、「紀元二千六百年記念」として実施された。それは、造営資金の募金を呼びかける文書（C①・②・③付イ・③）、落成式案内状（E②イ・ロ）にも見え、中でも「大島小学校奉安殿造営趣意書」（C②付イ）に記された文言に明らかであるが、ここでは奉安殿造営計画の発端を知るために、「母の会」会員に宛てられた文書（C①）を示すこととする。

昭和十五年三月二十三日 大島小学校母の会長 浅田 剛

母の会々員各位へ

拝啓 日増し暖かになって参りました。皆様益々御健かにて銃後の御奉公に御はげみのことゝ存じます。さて、昭和七年十一月以来ご協力いただきました奉安殿建設資金は、お蔭様によりまして順調に増殖致しまして、只今現在高は実に九百六十円十八銭で、壹千円になるのは八月頃かと存じます。其の内訳を申し上げますと、会員の皆様の生徒・児童を通しての醸出額は七百十四円、特別寄附及学校職員醸出額百八十三円五十九銭、貯金利子六十二円五十九銭となります。此の壹千円を母体と致し、別に参千円の寄附を募集いたし、四千円を以て輝かしい紀元二千六百年を記念して奉安殿を造営致し度く計画いたしました。就きましては会員皆様方の御会同を煩はし、親しくお諮り致すべきですが、時局柄御多端の折に御迷惑をおかけするものと存じ、茲に書面を以て御了解を御願ひ致す次第でございます。何卒御諒承の程御願ひ申し上げます。着々手続を了し、実行にとりかゝり、本年中に竣成を見たいと存じますから、今後共同分の御協力をお願い申し上げます。

この文書は謄写版印刷されたもので、現存資料は実際に配布された文書と同じものであろう。「母の会」は、保護者会のことと推察される。宮城女学校の「家庭会」に相当するものであろう。男性中心の戦前において、「父兄会」ではなく、「母の会」と称されていたことが注目される。会長は校長が務めていた。

さて、この文書で注目されるのは、奉安殿造営が一九四〇年になって初めて計画されたものではなく、すでに「昭和七年（一九三二）十一月」に計画が持ち上がり、募金が始まっていた点である。約千円の基金があり、これにあと三千円を募金して「紀元二千六百年を記念して」造営しようというのである。旧職員に宛てられた落成式案内状（E—②イ・ロ）にも「貴下当校御在職中御計画なされ候奉安殿御造営の儀」と記されている。そこでこれを「昭和七年 教務日誌」で確認すると、一月二日条に「第一回母ノ会ヲ開催ス。△出席者二百名内外」の記述が見える。どのような話題が上ったのかは記されていないが、出席者の人数の多さから見ても、これが右に引用した史料に見える「昭和七年十一月以来」の「奉安殿建設資金」にかかわるものであったことは間違いないであろう。なお、翌八年二月二七日条には、「午后二時十五分ヨリ三月六日母の会施設ノ打合せ会ヲ開催ス」と見える。あるいは三月六日開催の母の会は、この募金の進行状況に関連して開催されたものかもしれない。

さて、大島小学校には左の表題を記した簿冊が保存されている。

明治三十三年四月
御影

奉蔵原簿

勅語謄本

大島尋常小学校

この簿冊は、いわゆる「御真影」の「下賜年月日」を記したもので、明治二五年（一八九二）二月二八日に明治天皇・皇后、大正四年（一九一五）一〇月二七日に大正天皇、大正五年一〇月二七日に大正天皇皇后、昭和三年（一九二八）十一月一日に昭和天皇・皇后の「御真影」が「下賜」されたことが記されている。ただし、昭和天皇・皇后の「御真影」は、昭和六年四月一八日に「奉還」され、同月二三日に改めて「下賜」された。大正天皇皇后以外の備考欄には「昭和二十年十二月廿七日奉還」の記述が見えるが、これについては後述する。

昭和天皇・皇后の「御真影」が一九三一年に「改賜」されている点が目されるが、ここでは、一八九二年以来、大島小学校に「御真影」が保管されていた事実を確認しておきたい。つまり、「下賜」以来、四〇年間、奉安殿が建設されなかったということになるのであるが、では、なぜ、一九三二年になって、奉安殿の建設計画が持ち上がったのであろうか。

この疑問を解く鍵となるのが、「親展文書」と表題を記された文書綴りに綴じ込まれた次の文書である。

学秘発第六九七号

昭和四年三月十六日 宮城県学務部長

小学校長殿

町村長殿

御真影奉安所ノ完備ニ関スル件通牒

今般管内名取郡高館小学校々舎ノ焼失ニ際シ、御真影ヲ奉還スルコトヲ得ズシテ焼失スルニ至リタルハ洵ニ遺憾

ニシテ恐懼ニ堪ヘザル次第ニ候、曩ニ屢標記ノ件ニ関シ指示スル所有之候ニ付、之ガ設備ニツキ夫々御配意ノコトト存ジ候モ、貴校ニ於ケル御真影奉護設備ニハ猶、間然スル所アリト認メラレ候条、右奉護設備ニツキ、此ノ際、町村当局並学校当局ニ於テ御協議ノ上、速カニ之ガ完備ニ充分ノ御配慮相成度、若シ直ニ実施シ難キ事情アル町村ニアリテハ、設備ノ完備スル迄、奉護上充分ノ注意ヲ払ヒ、特ニ遺憾ナキヲ期セラレ度追テ此際尚学校側ニ於テ左記事ニツキ留意相成度

記

一、宿直ニ関シテハ其ノ校宿直規程ノ定ムル所ニヨリ、之ヲ督励スベキハ勿論、宿直室ノ位置ヲ適當ナル場所ニ選ビ、奉護上遺憾ナキヲ期スベク、又止ムヲ得ザル事情ニヨリ特ニ常宿直員ヲ置ク場合ニハ、十分ノ督励ヲ加フルコト

宮城県学務部長より小学校長、町村長に宛てられたこの通牒は、名取郡高館小学校で火災により「御真影」が焼失した不祥事に鑑み、「奉安所」を設置してその「奉護」を督励した文書であるが、文中「直ニ実施シ難キ事情アル町村ニアリテハ、設備ノ完備スル迄、奉護上充分ノ注意ヲ払ヒ」とあるように、「奉安所」の設置には期間を定めない猶予期間が設けられていたようである。「直ニ実施シ難キ事情」の中心は、経済的問題であったと推測される。大島小学校もやはり経済的事情から、この通牒を受け取ってから三年たって、ようやく建設に向けて動き出したのである。「昭和七年度 教務日誌」は、先に見た十一月二日の「母の会」開催の翌月、一月九日条に「菅原村長来校」の記事を掲げている。村長来校の理由は、あるいは奉安殿建設計画にかかわるものであったかもしれない。

一九三二年、「母の会」により募金活動が開始されたものの、その後暫く具体化の動きは見えない。恐らく、募金

額が建設資金に達せず、頓挫することになってしまったのであろう。そしてようやく八年後、「紀元二千六百年」を契機に再始動することになった。「大島小学校奉安殿造営趣意書」(C②付イ)はその目的を次のように述べている。

(前略) 却説、聖戰第四年、新東亜建設の歩の雄々しく踏出さるべき 皇紀二千六百年を迎へ、生を皇国に享けし喜と感激とに胸の血潮の高鳴るを覚ゆる次第に御座候。此れ一に 皇祖・皇宗の御肇国宏遠にましまし、御徳樹深厚にましまし、以て統を万世に伝へ給ひて今日に逮び給ひしに由る所なれど、又吾等の血潮には世世億兆一心、忠孝を以て 皇運を扶翼し奉りし吾等の祖先の赤誠、純美の血潮の流るゝに由るものと存ぜられ候。此の感激深き 皇紀二千六百年を記念し、大島小学校々地内に聖域を卜し、待望久しかりし 御真影奉安殿を造営し、以て世界無比の国体を弥々明徴にし、永く吾等の子弟・子孫教育の淵源たらしめ度、敢へて発起致したる次第に御座候(後略)

大島村長菅原熊次郎、大島小学校長浅田剛連名で作成されたこの文書には、「皇紀二千六百年」を記念し、「世界無比の国体を弥々明徴にし、永く吾等の子孫教育の淵源」とするため「御真影奉安殿を造営」とするという目的が述べられ、この計画が自発的になされたことを推測させられる。しかし、準備済みの基金は建設に必要な資金の四分の一に過ぎず、「紀元二千六百年」実現に向けて、以前から準備されていたとは思われない。むしろ、「紀元二千六百年」に押されて急遽動き出したと見られる節がある。その背景に、前年に行われた文部省の督学官を中心とした綜合視察も考えられないであろうか。とにかく、こうして「紀元二千六百年」を期し、大島小学校の奉安殿造営計画が動き出したのである。

(ii) 建設計画実施のための手続き

前引、「母の会」会員に宛てられた文書(C①)はその末尾に、「着々手続を了し、実行にとりかゝり、本年中に竣工を見たいと存じます」と記していた。「綴り」には、その「手続き」にかかわる資料として、建設費用の寄附金募集の申請認可(B)・建設申請認可(D)関連文書が綴じ込まれている。しかし、県との接触はこれら申請以前にすでに始められていた。実際に工事が開始されるまでの、諸手続き完了までの経過を、「綴り」の、最終段階における協議会開催・落成式案内(E)に関する文書のうち、協議会案内状下書(③)の付属文書(協議会用資料)イ「経緯説明書」およびホ「奉安殿建設日誌」、それに「昭和十五年 教務日誌」を加え、整理していきたい。

イ「経緯説明書」は、協議会資料の冒頭に、造営全体の経緯を略述したもので、建設認可に至る経緯を次のように述べている。

当校奉安殿へ、宮城県宮繕技師遠藤盛氏ノ設計ニ成り、昭和十五年・皇紀二千六百年記念トシテ造営。

全年二月、右設計ヲ依頼スル。三月十四日、設計書及図面出来ニツキ、三月二十一日、世話人ヲ委嘱シ、同日第一回会議ヲ開キ、募資金額・方法等ヲ協議決定シ、爾後、県ヘノ認可申請等手続ヲ了シ、八月、小野寺良亮氏ト請負ヲ契約。

協議会資料の末尾に付されたロ「奉安殿建設日誌」は、この間の事情を詳述しているが、日付順が乱れているので、これを整理して示すと次の通りである。

大島小学校奉安殿建設日誌

二五 奉安殿建設ノ件、職員会議ニ諮ル

- 三 四 県宮繕課ニ出頭、宮繕技師遠藤盛氏ニ初対面、奉安殿建設ニ関シ、既設校ノ設計図ヲ見セテ貰フ
- 三 一〇 県宮繕技師ヲ訪問シ、設計ヲ依頼ス
- 三 一四 県青年団産業経済総動員大会ニ出席ノ序ヲ以テ県宮繕課ニ出頭、設計図三通ヲ焼付シテ貰ヒ、設計書ヲ写ス
- 三 二一 寄附募集世話人会議ヲ村役場ニ開キ、募集金額三千五百円、各区割当ヲ決定シ、直チニ募集趣意ヲ綴込ミタル寄附者芳名録ヲ作製、世話人毎ニ一冊宛配布、募集ニ着手ス
- 四 二五 奉安殿造営認可申請書進達
- 五 六 奉安殿建築ノ認可指令発セラレ

イ「経緯説明書」(以下「経緯説明」と略称)とホ「奉安殿建設日誌」(以下「建設日誌」と略称)の間に若干食い違ふ点がある。「経緯説明」は協議会冒頭の全体説明用に準備された文書のように、「建設日誌」の記述に信頼を置くべきであろう。これによると、一九四〇年の奉安殿建設計画再開は、二月五日の職員会議決定に基づくものであったということになる。しかし、「昭和十四年度 教務日誌」の同一条に、職員会議開催の記録は見られない。前後の記述にも見出すことはできなかった。他に確認する資料はないが、大島小学校の奉安殿建設計画の具体化が一九四〇年二月初旬にあったと考えておく。

職員会議での決定から一か月後、学校は具体的な動きを見せ始める。まず行ったのが、宮城県庁宮繕課を訪れ、既設校の奉安殿の設計図を見せてもらうことであった。写真等で見る奉安殿の形態がよく似ているのは、まず県に設計相談することから始めるという手順の結果ではないだろうか。

学校は三月一〇日に設計を依頼、一五日に設計図と設計書を入力している。この「設計書」に該当するのが、「島小学校奉安殿造営設計概要」(綴り構成に★を付した、B②付ロ・C②付ロ・D②ハ)である。三点の「設計概要」はほとんど同文であるが、C②付ロには、「宮城県技師遠藤盛氏設計」の記述が見え、「建設日誌」の記述と一致する。C②付ロは、寄附募集文書に添付された文書で、設計の妥当性を示すために設計技師の名前が付されたものと思われる。これによると、奉安殿は本体とその外構部とも言うべき「土畳」から成り、経費総額四千元が見込まれている。本体仕様は次のように記されている。

鉄筋コンクリート造 屋根木造スレート葺 内部檜良材造作 建物外部白セメント入漆喰塗り鍍磨キ 其他モルタル塗 一部人造石洗出又ハ磨キ出シ

設計図・設計書を手に入れたことにより、建設費用が確定し、建設開始に向けた実務が開始される。まず行われたのが、建設費用を確保するための募金活動の準備であった。建設費総額四千元のうち、千円は一九三二年(昭和七)に行われた募金で準備されていたことは、先に見たC①に記される通りである。残り三千元が目標金額となった。これを全島からの寄附で賄うため、「昭和十四年末部落内戸口割」(C②関ハ)が大島村役場で作成された(表①)。そしてこの調査数値に基づいて島内一一区、各区ごとの募金目標額が定められた(C②関ロ、表②)。表②では、区名は数値によって示されているが、表①の地名とこの順に対応するものと見て間違いないだろう。表①と表②を比べると分かるように、単純に一戸当たりの目標額が設定されたのではなく、地区の経済状況が加味されているように推測される。例えば、外浜と新王平は人口の上では同規模であるが、目標額には五〇円の差がある。こうした目標額の算定には、地区の経済状況に関する情報が不可欠であり、学校が独自に目標額を設定したとは考え難い。この建設計画は

表① 大島村戸口数調査

地名	戸数	人口
崎浜	96	630
要害	60	395
浅根	92	551
長崎	69	433
高井	61	395
田尻	69	474
廻館	40	371
浦ノ浜	68	425
磯草	62	448
外浜	23	116
新王平	23	134
計	663	4272

表② 各区寄附金目標額

区名	金額
1	350円00銭
2	250円00銭
3	350円00銭
4	330円00銭
5	300円00銭
6	320円00銭
7	250円00銭
8	300円00銭
9	300円00銭
10	150円00銭
11	100円00銭
計	3000円00銭

「学校だけでなく、大島村と学校の共同事業として進められたことは、先に引用したC②付イ「大島小学校奉安殿造営趣意書」が、発起人たる村長・校長連名で出されていることに見える通りである。目標額の算定は村役場によって行われたものと考えてよからう。

募金は、各地区ごとに世話人を立てて行われることになった。C③は、大島村長菅原熊治郎・大島小学校校長浅田剛の連名で出された世話人会開催のための案内状である。ガリ版刷りで、実際に配布された文書と同じものである。「昭和十五年三月十九日」付で出されたこの文書は、「貴下を資金募集世話人に御願致度候間」「来二十一日（お彼岸中日）午后一時、役場ニ御参集相煩度」と願うもので、「建設日誌」の三月二日の記載とほぼ一致する。ただし、「建設日誌」が募金目標額を「三千五百円」としている点については、後述する。「建設日誌」に見える「募集趣意ヲ綴込ミタル寄附者芳名録」が、C②付イ「大島小学校奉安殿造営趣意書」とC②関イ「皇紀二千六百年記念大島小学

校奉安殿造営費資金寄附芳名録」(雛形、B②付ハも同じ)である。「寄附芳名録」は各区ごとに作成され、回収されて一冊に整理されたものと推測されるが、大島小学校では今のところ確認されていない。

三月二一日の世話人会議において正式に建設事業が始動することとなった。そこで最初に作成されたのが「発起人」村長・校長と「世話人」を承諾した一三名の連名による「大島小学校奉安殿造営趣意書」(C②付イ)であった。「発起人」の称はこの文書から使われ始めたと考えられる。また、世話人が一の区数より二名多いが、「謝状並記念品発送控」(I関連文書)を見ると、「趣意書」世話人第一位の人物の名前は見出せず、地区を超えた世話人代表の位置にあったと推測される。また、この資料によると、二区は世話人が二名記されており、この二点から、世話人の数が区数を二名上回るこの意味が了解される。

なお、I関連文書「謝状並記念品発送控」によると、感謝状・記念品配布戸数は六四五戸で、表①の総戸数六六三と大差なく、ほぼ全島民の協力が得られたことが明らかとなる。

こうして募金の準備が整えられたが、募金を開始するためには県の許可を得る必要があった。実は、募金申請書(B①)は「昭和十五年三月十三日」付で作成され、世話人会開催に先駆けて県に提出されていたのである。そこには「募集人ノ住所氏名」も明記されており、世話人会開催以前に、個別に同意を得ていたと考えざるを得ない。三月一三日と言えば、県から設計図と設計書を手する直前のことであった。「県青年団産業経済総動員大会ニ出席ノ序」に県に募金認可申請書を提出するため、急ぎ、個別に交渉を行い、内諾を得てB①「寄附金募集認可申請書」が作成されたのであろう。申請内容は左記の通りである。

- 一、目的 大島小学校内ニ御真影奉安殿ヲ建設スル費用ニ充当ス

二、方法 戸別訪問

三、募集金額 金三千円

四、保管方法 郵便貯金若クハ確實ナル銀行預金

五、募集区域及期間 大島一円 自昭和十五年三月二十五日 至昭和十五年十二月三十一日

六、募集人ノ住所氏名(十三名分の記載あり、省略)

この申請に対する認可書は、宮城県知事清水良策より「昭和十五年四月二日」付「警第四一二四号」文章で届けられ、大島小学校に保管されることになった。認可書は申請六項目を認めた上で、第七項目を置き、「募集期間満了後一ヶ月以内ニ収支計算書ヲ提出スルコト」を求めているが、これに関する発起人(村・学校)発文書の写しは現存していない。ところが、募金はすでに三月中に始められることとなった。募金を呼びかける文書が、世話人会議開催の二日後、三月二三日付で作成されたのである。恐らく、県との交渉を進める中、認可書の公布に先立って募金を開始することの内諾が得られたものであろう。

前引C①は「母の会々員各位」に宛てられたもので、直接募金を求めるのではなく、募金を行う決定を下したことに了解を得ようとする文書である。「会員皆様方の御会同を煩はし、親しくお諮り致すべきですが、時局柄多端の折に御迷惑をおかけするものと存じ、茲に書面を以て御了解を御願ひ致す次第でございます」というのは、八年前に初めて奉安殿建設のための募金を開始しようとした時、母の会を開催して決定した前例を重視したからであろう。そしてC②「各位」宛で、「大島小学校母の会の七年半に渉る孜々蓄積の壹千円を母体とし、更に三千円の寄附を募」ることが告げられたのである。

募金経過を知ることができないが、最終的には「村内応募寄附」が三、一五九円八〇銭に上り、目標を達成したことが最終報告（E③付ロ）によって知られる。まさに全島民一丸となつての奉安殿建設と言えよう。なお、募金期間終了を前に、世話人に宛て、昭和十五年一月一日付で「資金寄附募集の件、此の際一応取纏め度候間、未納金及芳名録御整理の上、至急学校長宛御届け」を求める文書（G）が出されている。

寄附金募集認可を得た次に必要な手続きが、建築認可申請であった。すでに県と十分な協議を行つていたのではあつたが、申請は大島村長より「昭和十五年四月二十五日」付で、「島第一、〇五一号」「奉安殿造営認可申請書」（D②）として宮城県知事林信夫に宛てて提出された。この申請書には、イ 村会議決書（表題のみ）、ロ 校地・校舎平面図（表題のみ）、ハ 造営工事設計書、ニ 造営工事明細書、ホ 竣工予定期日・収支予算書、ヘ 寄附採納願（昭和十五年四月二日付）の五点の文書が添付された。

この五点の付属文書のうち、「ホ」には左のような記述が見える。

起工及竣工予定期日

起工 昭和十五年五月二十日

竣工 昭和十五年九月二十日

建築費収支予算

一、収入 金参千五百円也

内訳

金壹千円也

大島小学校母の会寄附金

金貳千五百円也 大島村民一般寄附金

一・支出 金參千五百円也

内訳

金貳千八百円也 建物造営費

金七百円也 土壘造営費

完成までの工期が四か月と見込まれていたのであるが、実際に工事が始まったのはこの文書で竣工予定とされた一九四〇年九月で、落成式が行われたのは一九四二年二月のことであった。予定が大幅に遅れたことに注目したい。また、先に、最終段階における協議会用資料と推測される「建設日誌」(E③付ホ)の三月二一日条に、募集金額が「三千五百円」と記されていることを指摘したが、その根拠がこの申請書にあることが理解されよう。しかし、募金認可申請書に募集金額が「三千元」と明記されていたことは、すでに見た通りである。本文書の「金貳千五百円也 大島村民一般寄附金」との五百円の差は、あるいは建設に直接かかわらない雑費分として見込まれたものではなかったろうか。同じく最終段階の支出明細(E③付へ)には、建築請負金額として三、七〇〇円のほか、雑費として地鎮祭・上棟式・落成式等の諸費用などが合計八一四円二八銭計上されている。募金認可申請書と建築申請書付属文書の間の五百円の募金額の差は、右のように考えておきたい。

次に付属文書「へ」を見ておきたい。この文書は、「大島小学校母の会代表者(校長)」と「大島村々民一同代表者(村長)」の連名で大島村長宛てに「昭和十五年四月十二日」付で提出されたものである。つまり、この事業は募金で行われることから、全く形式的ながら、「発起人」が「現物寄附致度候間、御採納相成度」と村長に願ひ出、村長が

これを受けたという書証を整えておく必要があったのである。学校予算内で建設しない限り、このような手続きが必要であったと思われる。恐らくほとんどの学校が寄附金によって建設せざるを得なかったであろうから、こうした手続きは一般的であったと推察される。

この建築申請に対する認可書は、同年五月六日付で宮城県知事より大島村長に宛て、「指令第一二七二号文書」として届けられた。大島村役場は八日にこの文書を受け取り、この文書は大島小学校で保管されることになった。こうして奉安殿建設のための諸手続きは完了し、工事に取り掛かる準備が整ったのである。

(iii) 造営経過

右に見たように、建設認可は五月上旬に下りたが、実際に工事に取り掛かるまでにはまだ日数がかかった。「学校日誌」四月二五日条に「村会議員、奉安殿位置決定ノタメ校地視察」と見え、建設申請を行った日に村会議員による建設位置視察が行われたことが分かるが、「同」九月三日条に「気仙沼小野良組、奉安殿建設地ノ測量ヲ行フ」とあり、九月に至ってようやく、施工業者による準備が開始されたことを知る。「経緯説明」によれば、「八月 小野寺良亮氏ト建築ノ請負ヲ契約」とあり、「学校日誌」の記述と対応する。そして九月一日に地鎮祭が執行されることとなり、七日に、一日午後三時開催の招待状が発送された(H)。「学校日誌」九月一日条には、「午后三時半ヨリ奉安殿地鎮祭執行、菅原村長以下、議員、区長、世話人、母ノ会役員参列」と記されている。

「学校日誌」には、この五日後の九月一六日条に「奉安殿建設勤勞奉仕作業（尋六以上）開始」とあり、尋常科六年、高等科一・二年の児童・生徒により、何らかの作業が始められたことを知る。しかし、本格的作業開始にはなお

一か月を待たねばならず、一〇月一八日に「奉安殿請負業者小野良、宮城県公吏小野寺長治氏来校」（「学校日誌」）し、二二日に起工式があり（「経緯説明」）、奉安殿工事が始まった（「学校日誌」）。

一二月にはいると男女青年団による奉安殿工事の奉仕作業が始まる。五日に崎浜、中沢、要害の青年団、六日に中山、高井、田尻、廻館の青年団、以後、七日・一〇日・一一日・一二日に男女青年団、そして一三日に田尻青年団が来校している（「学校日誌」）。寄附金募集世話人に、募金期限終了を間近にして送られた最終依頼状（G）には「此の程漸く基礎工事の竣成を見候」とあり、青年団による奉仕作業は、基礎工事にかかわるものであったと推測される。未だ本体建築作業には移っていなかったようである。

翌一九四一年四月九日「午后五時より職員会開催、奉安殿建設砂運びの件」と「学校日誌」にあるのは、五月五日条の「奉安殿工事、土壇石垣工事ヲ始ム」とあることより、外構作業に工事が進んだ段階での児童の奉仕作業であることがわかる。一月から三月の間に、奉安殿本体の建設作業が進められたのであろう。そして五月一〇日頃より、上棟式のための準備が始まる（A④）。五月二〇日には上棟式案内状が発送された（F）。案内状発送名簿（F 関連文書）に記された招待者の肩書を示すと左の通りである。

村長、助役、収入役、村会議員、国民学校学務委員、青年学校学務委員、漁業協同組合長、産業組合長、警防团长、軍人分会長、国婦分会長、駐在巡查、燈竿長、郵便局長、青年团长、同副团长、女子青年团长、同副团长、青年团长、壮年团长、同副团长、第一〜二区長、奉安殿寄附募集人、産組専務理事、前区长、郡水産会漁村指導員、軍友会長

先に示した表①・②では、大島村全島で一二区と示したが、ここには「第一〜二区」とある。これは恐らく、

「謝状並記念品発送控」(丁関連文書)に二区の世話人が二名記されていることと関連があるものと思われる。

上棟式は招待状の発送された翌二一日午後〇時三〇分より挙行され、「村内有志四十名参列」した(「学校日誌」)。領収書綴り(A④)には、神官への初穂料も見え、神式で行われたことが確認される。

その後、「学校日誌」八月一六日条に「奉安殿ノ屋根葺キ終了」、一〇月一三日条に「奉安殿上塗工作事ス」の記述が見え、奉安殿本体の工事がほぼ終了したことがわかる。一二月八日は、太平洋戦争開戦の日であるが、「学校日誌」には、

一、今朝未明、帝国ハ英米両国ト西太平洋ニ於テ戦争情勢ニ入レリ

一、本日畏クモ

天皇陛下ニハ大詔ヲ渙発セラレ、英国・米国ニ対シ戦ヲ宣^スレラレタリ

の記述に続き、「初等科四年以上ノ児童、奉安殿建築用ノ砂、小石ノ運搬ヲナス」とある。これは外構作業もほぼ終了し、最後の仕上げ段階に初等科四年以上の児童が奉仕したことを示すものである。この年四月、小学校は国民学校に名称を変え、尋常科も初等科と呼びかえられていた。「学校日誌」一二月二九日条には、「奉安殿、大工去る、高二男女召集、材料運ぶ」と記され、この日、施工業者が一切の作業を終え、撤収したことを知る。召集された高等科二年男女は、施工業者撤収後に残された資材の後片付けに奉仕させられたのである。当初、県に建設申請をした段階では、工期は四か月が予定されていた。起工式は一九四〇年一〇月二一日に行われたが、一九四〇年一二月一〇日、寄附金募集世話人に宛てて募集期限終了を前に出された最終依頼状(G)において、「疾うに竣成を見るべき予定の処、種々の都合にて甚だしく引延仕り、甚だ遺憾に存じ候」「是も非常時局下已むを得ざる事情も有之候」と述

べられていたが、完成はさらに一年遅れたということになる。

翌一九四二年一月三十一日、学校において落成式の打ち合わせが行われた（「学校日誌」）。案内状発送、接待準備、神事供物準備、演芸、参列者整理等の担当係が決定された（E①関イ）ものと思われる。落成式は二月一日の紀元節に合わせて行われることとなった。二月七日に元教職員、八日に他村長・校長等、九日に世話人・各種団体長、また、工事請負業者に文面を変えた案内状が発送された。注目されるのは、元教職員宛ての下書き（E②イ）で、「資材の需給、技術者の関係等より進捗思はし」と書きかけ、これを「資材の需給等に於て種々困難」と訂正している点である。しかし、最終案ではこれも抹消されてしまった（E②ロ）。

「学校日誌」二月一日条に、この日の次第が記されている。

紀元節拝賀式―九時半ヨリ、奉安殿落成式挙行―十一時ヨリ、奉祝演芸会ヲ青年団ニ於テ開催

そして、予定ではその後、午後二時より決算報告等の最終協議会が開催され、午後四時から慰労会が開かれることになっていた。この案内状（E①）の日付は「二月十一日」と記されているので、恐らく落成式当日、協議会に出席を求めらるべき参加者に対して渡されたものと思われる。協議会終了後の慰労会には、「酒盞」の用意がなされており、「十八人位」と見込まれていた（E①関イ）。事前に連絡し、参加者が予定を超えて膨らまないよう、配慮されたものであるか。

こうして奉安殿建設は、計画立案から約二年間の時間を経てようやく完了した。募金の残金は維持管理等に当てることとされ、四月二日には教頭が気仙沼町に出張して、植栽用の樹木の買い付けを行っている（「学校日誌」）。買付けられた樹木は、四月二三日、「学校長指揮ノモトニ奉安殿四周ニ全職員ニテ植栽」（「学校日誌」）された。四月

二七日には玉礫が敷かれ（「学校日誌」）、最後の装飾が完了したのである。奉安殿にかかる最後の領収書（A①）は「昭和十七年七月二十五日」付の「戸比羅金具修理」にかかる支出で、落成から五か月後には扉金具が不具合を生じたことを伝えている。

なお、領収書綴りには、「昭和十七年三月七日」付で、「印入湯吞七五〇ケ」の代金が支払われた記録（A②）が見える。募金残額を利用して、寄附金納入者を始め、関係者への奉安殿落成記念品として配布するために発注されたものであった。しかし、これもまた、配布までには一年の時間を要している。「昭和十八年三月二十二日」付で募金世話人宛てに出された感謝状並びに記念品配布依頼状（I）には次のように記されている。

（前略）当時落成式に関し、ご協議申上候際決定致候謝状及記念品贈呈の件、疾うに完結致すべき筈の所、諸種の都合上只今まで延引致し、御申訳なき次第に御座候、今般漸く整理完了、記念品も到着致候に付、謝状及記念品左記の通りご送附申上候間、御多忙中御迷惑恐入候へ共、何卒御配布方御高配相煩度御願申上候

戦局の悪化により、物資の乏しくなる中、印入りの湯吞七五〇個を揃えるのは困難なことであったのであろう。湯吞は一一区二人の世話人を通し、募金応募者六四五人に届けられた。

（IV）その後の奉安殿

「学校日誌」は一九四二年六月八日条より、「奉安所御異常ナシ」の記述を毎日欠かさず記すようになる。一月六日からは、「奉安殿御異常ナシ」と書き方を改め、一九四五年三月まで毎日、記載されている。しかし残念なことに一九四五年年度の「学校日誌」は残されておらず、敗戦後いつまでこの記述が記され続けたのか確認できない。奉安殿

に関する記述は、たとえば気仙沼市立馬籠小学校の「昭和十七年度 教務日誌」では、六月一〇日条に「奉安殿奉護上御異常ヲ拝シ申サズ」と見えるのを初見とし、以後、同じ表現の記述を見出すことができる。このような記述の統一性は、何らかの指示があったことを推察させるものであるが、学校単位によるか、行政単位によるか、今後の検討課題としたい。なお、馬籠小学校の日誌で、ほぼ毎日欠かさずこの記述が見られるようになるのは一九四三年四月五日以降で、大島小学校の日誌との違いを見せている。

奉安殿は「御真影」、「教育勅語」等の勅語類を納める施設であったが、一種の神社に似た施設として利用された可能性がある。「学校日誌」一九四三年五月二六日条に「二十七日午前四時、大島村翼賛壮年団暁天動員大会ヲ奉安殿前ニ挙行ス」と見え、奉安殿が一種の神殿として利用された可能性を示す。「学校日誌」一九四四年九月三〇日条の「明五時、壮年団非常呼集ニツキ、奉安殿側校庭使用」、同年一〇月一〇日条の「在郷軍人分会、五時、奉安殿東側校庭使用」という記述も、ただ単に場所を示すだけではなく、奉安殿側の校庭が選ばれた可能性を示唆するものかもしれない。

注目されるのは、「学校日誌」一九四四年八月九日条と一〇日条の記述である。

(九日) 大島村長・新月村長来校、奉安殿建築視察

(一〇日) 奉安殿設計図三葉、新月村長ニ貸与セリ

新月村の小学校にはまだ奉安殿がなかったのであろう。新月村長は最新の奉安殿を視察し、建設しようとしたものと思われる。恐らく、敗戦に至るまでに建設することはできなかったのではないだろうか。小学校には奉安殿が必ず設置されたものと漠然と思いついていたが、敗戦に至るまで、奉安殿を持たなかった学校も存在したようである。

さて、冒頭に記したように、大島小学校には、敗戦後、奉安殿を撤去した記録も残されている。この記録は左記の内容を二紙に記し、その後に関連支出の領収書を綴じ込んでいる。

昭和二十一年四月三十日

奉安殿撤去費収支決算書

収入之部

一・合計 八八六円三二

内訳

1 六八六・三二 奉安殿建設費残金

2 二〇〇・〇〇 資材払下費(門 一〇〇・〇〇 手摺 一〇〇・〇〇)

支出之部

一・合計 八八六・三二

内訳

1 三九〇・〇〇 木造部撤去費

2 三五二・〇〇 コンクリート部撤去費

3 一四四・三二 雑費(御真影奉遷費 職員慰労費)

収支差引残額 ナシ

右の「御真影奉遷費」については、すでに見た「御影 勅語謄本 奉威原簿」に、一九四五年二月二七日に「奉

還」した記録が残されているが、領収書の中に関連資料を見出すことができる。

受領證

一・金 拾八円也

但、昭和廿年十二月廿七日御真影奉遷ノ際、日赤車賃

右正ニ受領候也

昭和廿一年一月 日

本吉郡気仙沼町笹ヶ陣一―一

(個人名 印)

「御真影」は気仙沼から日本赤十字社の車で運ばれた。搬送先は、どこであったろうか。

馬籠小学校（津谷第二国民学校）「昭和二十年度 日誌」によれば、一二月二五日午後六時半から緊急職員会議が「御真影奉還ノ件、児童召集ノ件」について開かれた。その翌日、午後二時に児童が登校すると「御真影奉拝式」が行われる。そして二七日午前九時、児童も参列し、「御真影奉還」が行われ、学校長と訓導一名が志津川に「御真影奉送」を行った。

津谷小学校「昭和二十年度 日誌」はこの間の事情を詳細に伝えてくれる。関連事項を示す。

一二月二五日条

一・校長会議打合せノタメ星視学来校

一二月二六日条

一・午前九時ヨリ郡内及階上国・青両校長会議開催

一・女教員出勤、御真影包装用袋貼り作業実施（一四〇枚）

二月二十七日条

一・其ノ筋ノ命ニ依リ、当校拝戴ノ左記御真影奉還可致ニ付、休業中ノ所、特ニ児童ヲ召集シ、九時奉還ニ関スル儀式ヲ挙行ス

右終了後、郡内各校ノ分ト共ニ自動車ニテ地方事務所へ奉持ス

二五日、県から派遣された「星（末治）視学」は津谷小学校に着くと、津谷小学校校長と「校長会議」の打ち合わせを行う。その後、各校に翌日の校長会開催の通知が電話でなされたのであろう。馬籠小学校の日誌に、二五日午後六時半から緊急職員会議が「御真影奉還ノ件、児童召集ノ件」について開催されたという記述が見えることより、会議の内容、及びその後の処置のあらましが伝えられたものと推測される。そして、校長会議が津谷小学校で二六日、本吉郡内の小学校（国民学校）校長を集めて開催された。注目されるのは、同日、津谷小学校の女性教員が「御真影包装用袋」一四〇枚の製作を行っていることである。津谷小学校からは六枚の「御真影」が「奉還」されたので、この数値を基準にすると二〇数校分となる。『本吉郡誌』（一九四九年）によれば、一九四八年五月一日現在の小学校数は二二校なので、郡内小学校全校分が用意されたと考えられる。そして翌二七日、召集された児童に見送られ、自動車「地方事務所」に「奉還」された。「地方事務所」は志津川に置かれていたので、馬籠小学校日誌に見える「志津川」は志津川地方事務所ということになる。「郡内各校ノ分ト共ニ」とあるのは、津谷小学校に全校分がいったん集められたということではなく、「郡内他校と同様に」の意と解されよう。女性教員の作製した「袋」も一緒に届け

られ、志津川地方事務所において、各校から持ち込まれた「御真影」が一枚一枚、この「袋」に納められたのであらう。

従って、大島小学校の「御真影」が日本赤十字社の車で運ばれた先も、志津川町に置かれた宮城県志津川地方事務所であったということになる。

なお、宮城県教育委員会編『宮城県教育百年史 第四巻 資料編』（ぎょうせい 一九七九年）七五一「御真影の奉還と焼却処理」によれば、各校から「奉還」された「御真影」は県庁三階の旧議事堂兼集会室に整頓されて置かれたが、一九四五年一月二十九日午前九時、文部省より「直ちに焼却せよ」との旨の電報が入り、三〇日朝、二台の木炭車に積み込み、仙台市向山にあった県立女子専門学校隣の防空壕に運び込んで焼却したという。二七日に管内全校から「奉還」を受けた志津川地方事務所は、翌二八日までには県庁にそのすべてを運び込んだのであらう。全県下で、同様の事態が繰り広げられたのである。いや、「奉還」自体も県が文部省の指示によったことは間違いなく、だとするとこれは全国で一斉に起こった事態ということになるらう。

さて、「経緯説明」によれば、募金等の収入総額は四、九〇二円一七銭であった。そのすべてが建設費、落成式費用等の雑費、そして撤去費に費消されたことになる。建設請負額三、七〇〇円を投じ、計画から二年、募金の開始から数えれば実に一〇年をかけて建設された奉安殿は、完成からわずか四年にして取り壊され、撤去されてしまった。大島小学校の教員、児童、そして募金に応じたほぼすべての島民は、この撤去工事をどのような思いで見つめたのであらうか。

おわりに

宮城女学校、大島村立大島小学校二校の奉安殿建設を眺めてきた。この二校は共に一九四〇年に建設計画を立て、実行に移していた。大島小学校は一九三二年に第一期の寄附金募集を開始し、一九四〇年二月に実行に移すべく、第二回の募金を開始する。これに対し、宮城女学校は督学官の視察とそれに基づく宮城県からの「指示」を受けて、建設計画を立てるに至った。両校の間には、一見、能動的、受動的の違いがあるように思われる。しかし、大島小学校についてもこの督学官の総合視察が関係していた可能性はある。「建設趣意書」(B②付イ)を始め、「二千六百年記念」が強調されるが、総合視察自体が紀元二千六百年、それに教育勅語渙発五〇周年を意識して行われた可能性がある。総合視察では、「細目」により、小学校は二校以上視察すると規定されていた。ほとんどの小学校は、直接、総合視察を受けることはなかったであろう。しかし、一九三九年の総合視察を受けた後、校長会などを通して、「紀元二千六百年」を期し、「御真影の奉戴」「奉安殿の建設」が促されたことは十分考えられるところである。日本全国で、「紀元二千六百年」を記念して建造された奉安殿は相当数に上るものと思われる。

さらに、両校の建設は、完成時期もほぼ同時という共通点を有している。宮城女学校の奉安殿建設を見ていた時、指示を受けた一九四〇年七月末から完成の一九四二年二月までの一年半に及ぶ時間をどのように考えたらよいか疑問に思ったのだが、大島小学校の資料を見ることにより、資材、技術者等のやりくりにかなり苦労があったことが判明した。大島小学校資料の「経緯説明」の中には、雑費の中に「セメント損失」の項目が見える。必要量が揃うのを待つうちに、先に入手していたセメントが湿気を帯び、使い物にならなくなってしまったロスの可能性がある。戦争準

備の進む中、建設資材の入手もままならなくなった影響であろう。四か月程度の工期で完成が見込まれた建設作業が、その三・五倍の時間をかけねばならなくなったほど、一九四〇年後半以降、資材入手が困難な状況に置かれていたということであろうか。船岡海軍火薬廠、仙台陸軍造兵廠などの軍の工場建設が進められていたことが想起される。

大島小学校の事例、また、大島小学校を視察し、奉安殿設計図を求めた新月村村長の姿から、アジア・太平洋戦争期に至ってもなお奉安殿を持たない小学校の存在を知ることができた。公立の小学校には奉安殿が当然の如く存在するものと考えていたが、この点についても考えを改めなければならない。奉安殿は学校の運営資金の枠外で建設されるものであったようである。寄附金に頼らざるを得ない奉安殿建設は、地域の経済状況に大きく左右されたのであろう。

また、奉安殿の写真を眺めていて、その造りの類似性が気になっていたが、県への建築申請に至る段階で営繕課より模範（手本）が示されていた事実を確認し、この点についても見通しを得ることができた。

なお、学校日誌に現れる奉安殿の「無事」に関する記事の出現期、記述の斉一性等について、小学校の日誌の収集を進め、検討を重ねていきたい。

〈附記〉

本稿は二〇〇九年度宮城学院女子大学特別研究助成（研究課題「文書資料のライフ・ヒストリー」）の一部である。資料調査にご理解、ご協力下さった気仙沼市教育委員会、気仙沼市立各小学校の皆様、御礼を申し上げます。なお、本文中に引用した『基督教教育同盟会第二十九回総会記録』の入手にあたってお手を煩わせた白百合女子大学大迫章史先生に感謝申し上げます。

〈補記〉

初校終了後、論旨にかかわる二つの新知見を得た。いずれも追加調査・検討を要する事項ではあるが、論旨に大きな変更を迫るものではないと判断されることから、以下、要点を記し、今後の課題としたい。

第一点は、一九四一年度以降の宮城女学校の修学旅行の実態である。二〇一〇年一月二七日に実施した宮城美恵子さん（五二回生、一九四四年三月卒業、卒業前の一月一九日より挺身隊として東京第一陸軍造兵廠仙台製造所に勤務）からの聞き取り調査で、一九四三年に、五年生が山形県・日本海岸経由で会津に修学旅行に行ったという証言を得、合わせて集合写真も見せていただいた。一九四一年度・四二年年度の修学旅行について改めて調査し、確認したい。

第二点は、気仙沼・本吉地区からの「御真影奉還」に関する文書を気仙沼市立津谷小学校で発見し、より詳細にその経緯を知ることができたことである。本文中、一九四五年二月二五日に行われたことを記した、県視学と津谷小学校長の打ち合わせの際に作成された文書と考えられる。気仙沼地区にはまだ所在を確認しながら日誌調査を行っていない小学校が複数あるので、さらに調査を進め、気仙沼・本吉地区における「御真影奉還」の全体像を明らかにしていきたい。